

募集期間

11月7日(木)～14日(木)
(土日を除く)

受付場所

建設課住宅係
2階20番窓口

**公営住宅
入居者募集**

今回公募する公営住宅(入居時期 11月下旬予定)

特定公共賃貸住宅

団地名	住所	建設年度/規模	家賃	駐車場	共益費	入居区分
旭町かえで 第2団地	旭町65番地2	H9/1LDK	25,000円	1台 300円	700円	単身用

入居資格

- ①現に同居し、又は同居しようとする親族等がある方
- ②入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方
- ③入居者又は同居しようとする親族等が、暴力団員ではないこと

提出書類

- ①入居申込書、②マイナンバー提供書、③入居予定者全員の住民票、④滞納のないことの証明書、⑤入居予定者の所得が確認できるもの

入居申込・問い合わせ先

津別町HP 住宅情報

建設課住宅係 20番窓口 ☎77-8390



森林環境譲与税について

○森林環境譲与税とは

地球温暖化や災害防止等を図るため、森林整備に必要な地方財源を国民一人ひとりが等しく負担して森林を支えるという観点から、課税されることが決まりました。

令和6年度から個人住民税均等割と併せて、国税として1,000円を市町村が徴収します。国にいったん集められた森林環境税をもとに、市区町村と都道府県に再配分するものが森林環境譲与税です。森林の整備及びその促進に関する施策の促進に対応するため、森林環境税の課税に先行して、令和元年度から前倒しで譲与され、活用しています。

○森林環境譲与税と使い道

森林環境譲与税の使い道は、法律で定められており、計画的かつ効率的に活用するため、当面の活用に向け、津別町では次の4点に充てることとして、基本方針を定めています。

- ①森林整備の推進 ②人材育成・担い手確保
- ③木材利用の促進 ④普及啓発



津別町がこれまでに、活用した森林環境譲与税は下記のとおりです。

▲リンク先二次元コード

基本方針と活用実績の詳細はホームページに掲載しています。リンク先をご参照ください。

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
森林環境譲与税	12,075	25,660	25,804	30,930	30,930
森林環境譲与税充当額	0	23,951	8,289	50,666	40,732
内訳	森林整備の推進	19,496	4,046	34,058	27,492
	人材育成・担い手の確保	4,455	4,243	3,578	7,543
	木材利用の促進			13,030	5,577
	普及啓発				120
	基金積立	12,075	1,709	17,515	0

北見地域事務所
☎0157-23-6826

問い合わせ先

1月25日(土) 北見
試験日・会場

10月1日(火)～1月16日(木)
受付期間

受付期間

17歳未満の中卒者(見込み
含) 男子

応募資格

高等工科学校生徒(一般試験)

12月7日(土)北見
試験日・会場

10月1日(火)～11月28日(木)
受付期間

受付期間

18歳以上33歳未満
応募資格

一般曹候補生1次

11月9日(土)美幌
試験日・会場

12月4日(水)帯広
試験日・会場

18歳以上33歳未満
応募資格

自衛官候補生
応募資格

18歳以上33歳未満
受付期間

※予定日以外の試験日について
は、お問い合わせください。

年間を通じて行っています。

陸・海・空自衛隊募集
のお知らせ

募集

**「丸玉木材森づくり基金」を活用して
森林を整備しています**

愛林のまの緑豊かな自然環境を次の世代に引き継ぎ、ふるさとつべつの森林資源の造成と保全や未立木地対策を図るため、平成20年度に丸玉木材株式会社より受けた寄附を原資として「丸玉木材森づくり基金」を設置しました。本基金は、町単独補助制度として取り組んでいる「愛林のまの緑資源を守る推進事業」(後述)の財源の一部として運用し、造林や森林の手入れを進めています。

令和5年度及び累計の実績は以下のとおりです ※造林事業は雪害等における被害木の整理を含みます。

事業種	令和5年度		累計(平成20年度～令和5年度)	
	面積(ha)	助成金額(千円)	面積(ha)	助成金額(千円)
造林事業	32.56	1,314	1,450.42	85,960
保育	下刈	170.56	2,758	4,193.29
	除伐	0	0	844.86
	保育間伐	0	0	41.83
	間伐	0	0	257.04
野ねずみ駆除	801.97	802	12,810.78	12,811
林地流動化	1.75	17	98.57	985
合計	1,006.84	4,891	19,696.79	174,001
基金充当額		3,104		75,943

「愛林のまの緑資源を守る推進事業」助成内容

①造林事業

町内の標準造林事業費の97%(森林病害虫の被害による再造林の場合は98%)を上限として補助する金額とし、実行経費が標準事業費を下回った場合はその額とする。
※地ごしらえ(伐採跡地の整地)、苗木の植え付け

②下刈 (1回刈)全刈【13,000円/ha】
(2回刈)全刈【24,000円/ha】

※苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業

③除伐【18,000円/ha】

※育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木の伐採作業

④保育間伐【25,000円/ha】

※育成の対象となる樹木の混み具合に応じて、

一部の樹木を伐採する作業

⑤初回間伐【30,000円/ha】

※育成の対象となる樹木の混み具合に応じて、搬出を伴う樹木の伐採作業

⑥野ねずみ駆除【1,000円/ha】

※植栽木の野ねずみによる食害を防ぐための薬剤散布

⑦林地流動化対策事業

造林を目的に山林を購入し、造林を行ったものに対し、林地流動化助成金として10,000円/haを上限に標準地価相当額を交付する。

問い合わせ先 林政係 18番窓口 ☎77-8386